

# 給与支払報告書（総括表）の書き方

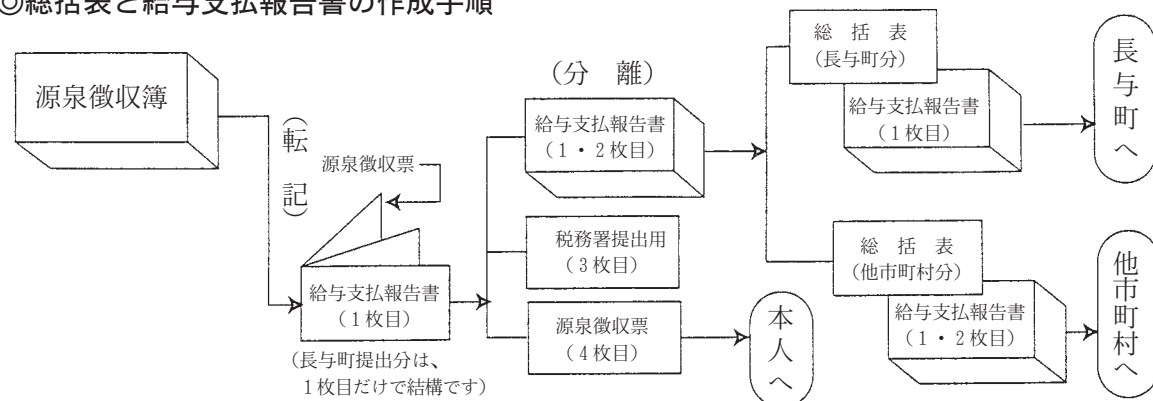
# 給与支払報告書（個人別明細書）の書き方

給与支払報告書(総括表)		事業種目	菓子小売	新規
長与町長様 平成 年 月 日提出		受給者総人数	80 人	
給与の支払期間 平成 年 月分 から 月分まで				
給与支払者の個人番号又は法人番号				
事業所名(氏名)	フリガナ ハイセイシヨクヒンカブシキガイシャ 平成食品(株)		報告人員	19 人
給与支払者所在地(住所)	フリガナ ナガサキシサクラマチ 長崎市桜町 〇番〇号		特別徴収 (住民税を給与天引きする人)	15 人
代表者氏名	平成太郎 印		普通徴収※ (退職者、乙欄給報等)	4 人
連絡者の氏名 電話番号	総務課経理係 佐藤明子 TEL 095 ( 883 ) 0000 内線111		前職分給与を含んでいますか？ (どちらかに○をご記入ください。)	
会計事務所等名称	長崎税理士事務所 TEL 095 ( 880 ) 0000 内線111		特別徴収義務者名称・所在地の変更 (どちらかに○をご記入ください。)	
町県民税を特別徴収する場合、納入書の送付は必要ですか？ (どちらかに○をご記入ください。)	必要 納入書を使用して納入 不要 金融機関等の納入サービスを使用		変更あり 変更なし 変更ありの場合は別紙「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」を併せて提出してください。	
指定番号 999999 法人番号 1234567891234				

* 区分		* 種別		* 整理番号		*	
住所		氏名		氏名		氏名	
①		②		③		④	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額	
⑤		⑥		⑦		⑧	
控除対象配偶者		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数		16歳未満扶養親族の数	
⑨		⑩		⑪		⑫	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
⑬		⑭		⑮		⑯	
生命保険料の金額の内訳		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額	
⑰		⑱		⑲		⑳	
住宅借入金等特別控除の内訳		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
⑳		㉑		㉒		㉓	
未成年者		中途就・退職		受給者生年月日			
㉔		㉕		㉖		㉗	
支払者		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称			
㉘		㉙		㉚		㉛	

- 給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。
- 平成30年度から新たに特別徴収となる事業所は、総括表の上部の「新規」に○印を記入してください。
- 連絡者の氏名電話番号欄には、電話で直接お答えいただける方を記入してください。
- 事業種目欄には、化粧品卸、菓子小売、家具製造のように記入してください。
- 受給者総人数欄には、平成30年1月1日現在の総従業員数を記入してください。また、報告人員欄には、長与町へ提出する給与支払報告書の人員数を記入してください。
- 「町県民税を特別徴収する場合、納入書の送付は必要ですか？」について「必要・不要」のどちらかに○印を記入してください。
- 特別徴収義務者名称・所在地の変更欄で変更ありに○印を記入された場合は、特別徴収義務者名称・所在地変更届出書を併せて提出してください。
- 「前職分給与を含んでいますか？」について、含んでいる方がいる場合には「含んでいる」に○印を記入し、該当者の摘要欄に前職事業所名・給与等を記入してください。

## ◎総括表と給与支払報告書の作成手順



- 住所**
  - 従業員の平成30年1月1日現在の住所を本人に確認のうえ記入してください。(住民登録された住所です)
- 氏名・役職名・個人番号**
  - 住民登録上の氏名を記入してください。
  - フリガナは必ず記入してください。
  - 役職名は記載しますが、正規職員以外の方については、「臨時」または「パート」等と記入してください。
  - 給与の支払を受ける方の**個人番号**を記入してください。

# 給与支払報告書（個人別明細書）の書き方

## ③ 種 別

- ・俸給、給料、賃金、賞与などのように給与等の種別を記入します。

## ④ 各金額欄

- ・「支払金額」欄は、平成29年中に支払の確定した給与等の総額を記入してください。（中途採用者で前職分を含めて年末調整した場合は、前職分給与を含みます。）  
「給与所得控除後の金額」、「所得控除の額の合計額」、「源泉徴収税額」、「社会保険料等の金額（内書は小規模企業共済等掛金の額を記入）」、「生命保険料の控除額」、「地震保険料の控除額」、「住宅借入金等特別控除の額」、「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」、「旧個人年金保険料の金額」、「旧長期損害保険料の金額」欄は、源泉徴収簿の該当する欄の金額を記入してください。

## ⑤ 控除対象配偶者の各欄

- ・配偶者控除をした場合は「有」欄に○印を記入してください。また、控除対象配偶者が昭和23年1月1日以前に生まれた人の場合は、「老人」欄にも○印を記入してください。
- ・「有」欄に○印を記入した場合は、配偶者控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及び**個人番号**を記入してください。また、控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に○印を記入してください。

## ⑥ 配偶者特別控除の各欄

- ・「配偶者特別控除の額」、「配偶者の合計所得」をそれぞれ記入してください。「配偶者の合計所得」欄には給与所得の方は収入額ではなく所得額を記入してください。
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者については、「摘要」の欄に氏名を記入してください。また、氏名の後に「(配特)」を記入し、非居住者である場合には「(非居住者)」も記入してください。

## ⑦ 控除対象扶養親族の各欄（配偶者および16歳未満扶養親族を除く）

- ・特定扶養親族は、平成7年1月2日から平成11年1月1日までに生まれた人です。「人」欄に人数を記入してください。
- ・老人扶養親族は、配偶者を除く扶養親族のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた人です。「老人」欄の「人」欄に人数を記入してください。なお、同居老親等（同居している本人又は配偶者の父母、祖父母等直系尊属）の場合は、「内」欄にも人数を記入してください。
- ・その他控除対象扶養親族は、配偶者を除く控除対象扶養親族で特定扶養親族又は老人扶養親族以外の人です。「その他」の「人」欄に人数を記入してください。
- ・扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には区分の欄に○印を記入してください。

### ※16歳未満の扶養親族の各欄

- ・16歳未満の扶養親族については、町県民税の算定において扶養控除からは除外されますが、非課税限度額の算定には従来通り扶養親族の人数に含めて算出します。必ず16歳未満（平成14年1月2日以降に生まれた人）の人数を「人」欄に記入してください。
- ・16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び**個人番号**を記入してください。また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には区分の欄に○印を記入してください。

## ⑧ 障害者の数（本人を除く）

- ・控除対象配偶者や扶養親族に障害者がいる場合、特別障害者は「特別」欄に、その他の障害者は「その他」欄に人数を記入してください。なお、特別障害者のうち『同居』の場合は、「内」欄にも人数を記入してください。

## ⑨ 非居住者である親族の数

- ・配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者の方がいる場合には、その人数を記入してください。

## ⑩ 摘 要 欄

- ・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記入します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を記入し、「5人目以降の控除対象扶養親族の**個人番号**」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の**個人番号**」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

またこの欄に記入される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記入してください。

- (1) 16歳未満の扶養親族の場合  
氏名の後に「(年少)」と記入してください。
- (2) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が非居住者の場合  
氏名の後に「(非居住者)」と記入してください。

- ・中途就職者で前職分を含めて年末調整した場合は、前事業所の名称、退職年月日、給与支払金額、源泉徴収税額、社会保険料の金額を記入してください。記入がない場合は、前職分は含んでないものと判断し、他の給与と合算します。

## ⑪ 住宅借入金等特別控除の額の内訳

- ・年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときには、摘要の欄に3回目以降の住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。
- ・居住開始年月日、和暦で年、月、日を分けて記入してください。
- ・適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、区分の後に「(特)」を記入してください。  
（注）「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税率（8％）により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。  
住……一般の住宅借入金等特別控除の場合  
（例：一般の住宅借入金等特別控除で特定取得の場合……「住（特）」と記入）  
認……認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合  
増……特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合  
震……東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から平成31年6月30日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

## ⑫ 5人目以降の控除対象扶養親族及び5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄

- ・控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がそれぞれ5人以上いる場合には、5人目以降の個人番号を記入してください。この場合、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記入した括弧書きの数字を記入してください。

## ⑬ 受給者本人事項（受給者本人が該当するものに○印をします。）

- ・「未成年者」欄……………受給者が未成年者（平成10年1月3日以降生まれ）である場合
- ・「外国人」欄…………… “ 外国人である場合
- ・「災害者」欄……………災害により徴収猶予や還付を受けた税額がある場合
- ・「乙」欄……………受給者が乙欄適用者である場合
- ・「特別障害者」欄…………… “ 特別障害者である場合
- ・「その他の障害者」欄…… “ その他の障害者である場合
- ・「寡婦」欄…………… “ 寡婦（一般と特別があります）である場合
- ・「寡夫」欄…………… “ 寡夫である場合
- ・「勤労学生」欄…………… “ 勤労学生（合計所得金額が65万以下）である場合
- ・「中途就・退職」欄……………「中途就・退職」の該当欄に○印をして、その月日を記入してください。

## ⑭ 受給者生年月日

- ・未成年の判定および同姓同名の誤りを防ぐために必要ですので、必ず記入してください。

## ⑮ 支払者欄

- ・個人別明細書ごとに記入してください。
- ・給与支払者の個人番号又は法人番号、住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。